個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 税務関係諸証明交付申請書 | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 証明書等を発行するため | |
| 記録項目 | １住所（法人所在地）、２氏名（法人名称）、３生年月日、４軽自動車の標識番号（軽自動車税に関する証明の場合）、５地番（公図・一筆図の交付申請の場合） | |
| 記録範囲 | 申請者、証明対象者（納税義務者） | |
| 記録情報の収集方法 | 本人・代理人 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | ■法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　□無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和６年１０月３１日

個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 個人番号受取関係書類綴 | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 個人番号カードの受け取りの管理を行うため | |
| 記録項目 | １氏名、２住所、３生年月日、４性別、５電話番号、６代理人氏名、７代理人住所、８本人との関係、９代理人電話番号 | |
| 記録範囲 | 個人番号カードの交付対象者 | |
| 記録情報の収集方法 | 地方公共団体情報システム機構、本人、代理人 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | ■法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | □法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　■無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日

個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 電子証明書更新申請書綴 | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 電子証明書更新のため | |
| 記録項目 | １氏名、２住所、３生年月日 | |
| 記録範囲 | 更新対象者、代理人 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人、代理人、地方公共団体情報システム機構 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | ■法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　□無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日

個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 証明交付申請書綴（戸籍関係） | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 戸籍証明書を発行するため | |
| 記録項目 | １氏名、２住所、３生年月日、４本籍、５筆頭者、６続柄、  ７使用目的、８提出先 | |
| 記録範囲 | 本市に本籍がある者、あった者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人、行政機関 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | ■法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　□無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日

個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 証明交付申請書綴（住民基本台帳関係） | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 住民票　記載事項証明書　印鑑証明書を発行するため | |
| 記録項目 | １氏名、２住所、３生年月日、４世帯主氏名、５続柄、  ６使用目的、７提出先、８印鑑登録番号 | |
| 記録範囲 | 本市に住民登録がある者、あった者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人、代理人 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | ■法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　□無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日

個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 印鑑登録原票綴 | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 印鑑登録の記録及び管理を行うため | |
| 記録項目 | １登録番号、２登録年月日、３氏名、４住所、５生年月日、  ６性別、７印影 | |
| 記録範囲 | 印鑑登録者 | |
| 記録情報の収集方法 | 本人 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含まない | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | ■法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | □法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　■無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日

個人情報ファイル簿（単票）　　　　　　　　【総務部上下支所】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 個人情報ファイルの名称 | 収納金通知書綴 | |
| 行政機関等の名称 | 府中市長 | |
| 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称 | 総務部上下支所 | |
| 個人情報ファイルの利用目的 | 市民生活係で発行する証明手数料を納入するため | |
| 記録項目 | １氏名、２納入金額 | |
| 記録範囲 | 納入者 | |
| 記録情報の収集方法 | 納入者 | |
| 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨 | 含む | |
| 記録情報の経常的提供先 | － | |
| 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地 | （名　称）府中市総務部総務課 | |
| （所在地）〒726-8601　府中市府川町315番地 | |
| 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 | － | |
| 個人情報ファイルの種別 | □法第60条第２項第１号  （電算処理ファイル） | ■法第60条第２項第２号  （マニュアル処理ファイル） |
| 政令第21条第７項に該当するファイル　□有　□無 |  |
| 行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨 | 非該当 | |
| 行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 行政機関等匿名加工情報の概要 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地 | （実施なし） | |
| 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間 | （実施なし） | |
| 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨 | － | |
| 備考 |  | |

作成日（最終修正日）：令和５年４月１日